

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

**香川県人事委員会規則第2号**

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 本庁（第2条関係）		別表第1 本庁（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略		略	
教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の庶務関係の事務を担当する主任主事、 <u>総務課の人事又は給与関係の事務を担当する主事</u>	教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の <u>庶務</u> 、人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の <u>人事又は給与</u> 関係の事務を担当する主任主事
略		略	
備考 略		備考 略	
別表第2 出先機関（第2条関係）		別表第2 出先機関（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略		略	
栗林公園観光事務所	所長、 <u>副所長</u> 、総務課長	栗林公園観光事務所	所長、総務課長
略		略	
土木事務所	所長、次長、 <u>椋川ダム建設事務所</u> 長、防災・監督主幹、主幹、総務課長	土木事務所	所長、次長、 <u>椋川ダム建設事務所</u> 長、 <u>春日川改修事業所</u> 長、防災・監督主幹、主幹、総務課長
略		略	

備考 略

備考 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。